

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和 8 年
8 月 28 日
(金曜日)

目 次

○公安委規則
山口県道路交通規則の一部を改正する規則……………
○公安委告示
警備員指導教育責任者講習の実施……………



山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年八月二十八日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第十二号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則（昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表二の項二六二号に関する部分中

「**山口市宮野下字下滑二〇八六の四三**地先から防府市大字高井字宗吉三一」地先まで

「**萩市大字明木字小津原三六八四**の一地先から同大字字滝ヶ浴一一五九四地先まで

山口市宮野下字下滑二〇八六の四三**地先**から防府市大字高井字宗吉三一**地先**まで

に改め、同項四九〇号に関する部分

中「**字北山九三三**の**一**」を「**字山崎一四六七**の**二**」に改め、同表三の項萩秋芳線に関する部分中

「**美祢市美東町絵堂字先廻田山二一一**地先から同市美東町大田字市ノ後五七九五の**一**地先まで」を

「**萩市大字椿字田村二二二六**の**一**地先から同市大字明木字小津原三六八四の**一**地先まで

萩市大字明木字滝ヶ浴一一五九四地先から美祢市美東町絵堂字三本松一一五〇八の**一**地先まで

美祢市美東町絵堂字先廻田山二一一**一**地先から同市美東町大田字市ノ後五七九五の**一**地先まで

に改め、同項裕島櫛ヶ浜停車場線に関

する部分中「**八〇六**の**三**」を「**七九七**の**一三**」に改める。

附 則

この規則は、令和八年九月一日から施行する。

山口県公安委員会告示第三十二号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「**法**」という。）**第二十二**条第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和八年八月二十八日

山口県公安委員会

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習（**法第二十二**条第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年**国家公安委員会規則第二**号。以下「**講習規則**」という。）**第七**条第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「**警備員指導教育責任者資格者証等**」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。）

令和八年十月十九日（**月曜日**）から同月二十二日（**木曜日**）までの午前九時から午後五時三十分まで及び同月二十三日（**金曜日**）の午前九時から午後五時二十分まで

イ 追加取得講習（**講習規則第六**条第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。以下同じ。）

令和八年十月二十二日（**木曜日**）の午前九時から午後五時三十分まで及び同月

二十三日（金曜日）の午前九時から午後四時十五分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口（山口県婦人教育文化会館）

(三) 講習を行う警備業務の区分

法第二条第一項第三号に規定する業務（以下「第三号警備業務」という。）

(四) 受講者の定員

法第二条第一項第四号に規定する業務（以下「第四号警備業務」という。）の講習の受講者と合わせて二十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習

次のいずれかに該当する者であること。

ア 最近五年間に第三号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（第三号警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第四条に規定する二級の検定（第三号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上第三号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（第三号警備業務に係るものに限る。）に合格した者
オ 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（第三号警備業務に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して一年以上第三号警備業務に従事しているもの

(二) 追加取得講習

第三号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、かつ、(一)のイからオまでのいずれかに該当する者
三 受講申込書の受付期間

令和八年九月七日（月曜日）から同月十一日（金曜日）まで

ただし、受付期間内であっても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第一号によること。）

(二) 二の(一)のイに該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する第三号警備業務の従事期間に関する証明書（以下「第三号警備業務従事証明書」という。）、二の(一)のイに該当する者にあつては一級の検定に係る合格証明書の写し、二の(一)のウに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第三号警備業務従事証明書、二の(一)のエに該当する者にあつては一級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し、二の(一)のオに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し及び第三号警備業務従事証明書

(三) 写真（縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。）

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し（新規取得講習を受講しようとする者を除く。）

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては三万八千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては一万四千円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一一〇）にすること。

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習

令和八年十月十九日（月曜日）から同月二十二日（木曜日）までの午前九時から午後五時三十分まで及び同月二十三日（金曜日）の午前九時から午後五時二十分まで

イ 追加取得講習

令和八年十月二十二日（木曜日）の午前九時から午後五時三十分まで及び同月二十三日（金曜日）の午前九時から午後四時十五分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口（山口県婦人教育文化会館）

(三) 講習を行う警備業務の区分

第四号警備業務

(四) 受講者の定員

第三号警備業務の講習の受講者と合わせて二十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習

最近五年間に第四号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

(二) 追加取得講習

第四号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、最近五年間に第四号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

三 受講申込書の受付期間

令和八年九月七日（月曜日）から同月十一日（金曜日）まで

ただし、受付期間内であっても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第一号によること。）

(二) 履歴書及び警備業者等が発行する第四号警備業務の従事期間に関する証明書

(三) 写真（縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。）

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し（新規取得講習を受講しようとする者を除く。）

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては三万四千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては一万円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇八三―九三三―〇一一〇）にすること。

令和八年八月二十八日印刷
令和八年八月二十八日発行

發行所

山口県知事 山崎 亨